

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 3 月 31 日（金）第 400 号の 10



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 議 会 告 示

○鹿児島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（※）（総務課取扱い） 1

## 議 会 告 示

## 鹿児島県議会告示第 1 号

鹿児島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程を次のように定めた。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県議会議長 田之上耕三

鹿児島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、鹿児島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和 4 年鹿児島県条例第 30 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第 3 条 条例第 2 条第 2 項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 11 項に規定する保険者番号及び同条第 12 項に規定する被保険者等記号・番号

(3) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 2 条第 10 項に規定する保険者番号及び同条第 11 項に規定する被保険者等記号・番号

(4) 旅券法（昭和 26 年法律第 267 号）第 6 条第 1 項第 1 号の旅券の番号

(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 2 条第 5 号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第 19 条の 4 第 1 項第 5 号の在留カードの番号

(6) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 45 条第 1 項に規定する保険者番号及

び加入者等記号・番号

- (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
  - (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
  - (9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
  - (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号
  - (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
  - (12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
  - (13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
  - (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
  - (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
  - (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
  - (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号
- （要配慮個人情報）

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。
  - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
  - イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
  - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、ロに掲げるものを除く。）
  - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等

が発生し、又は発生したおそれがある事態

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

(1) 概要

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目

(3) 原因

(4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

(5) その他参考となる事項

(電磁的方法)

第 6 条 条例第15条第 4 項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第 7 条 条例第16条第 2 項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

(1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

(2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

(3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第 8 条 議長は、個人情報ファイル（条例第17条第 2 項各号に掲げるもの及び同条第 3 項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第 4 項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第 2 項第 1 号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 条例第17条第 1 項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイル又は同項第 2 号に係る個人情報ファイルの別

(2) 条例第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイルについて、第 9 項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第17条第 2 項第 1 号カの議長が定める数は、1,000人とする。

8 条例第17条第 2 項第 1 号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

- (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）
- ア 執行機関の職員又は当該職員であった者
- イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族
- (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
- 9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

（個人情報ファイル簿）

第9条 条例第17条第1項の帳簿は、個人情報ファイル簿（別記第1号様式）によるものとする。

（開示請求書）

第10条 条例第19条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（別記第2号様式）によるものとする。

（開示請求等における本人確認手続等）

第11条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

- (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの
- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類
- 2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。
- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
- (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの
- 3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。
- 4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示決定等の通知）

第12条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
- (2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開

示の実施を求める場合にあっては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

(3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

(4) 電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項

(開示決定通知書)

第13条 条例第24条第1項の書面は、保有個人情報全部（一部）開示決定通知書（別記第3号様式）によるものとする。

2 条例第24条第2項の書面は、保有個人情報不開示決定通知書（別記第4号様式）によるものとする。

(開示決定等期限延長通知書)

第14条 条例第25条第2項の書面は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書（別記第5号様式）によるものとする。

(開示決定等期限特例延長通知書)

第15条 条例第26条第1項の書面は、保有個人情報開示決定等期限特例適用通知書（別記第6号様式）によるものとする。

(意見書提出機会付与の通知等)

第16条 条例第27条第1項又は第2項の規定による通知は、保有個人情報意見書提出機会付与通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

2 条例第27条第1項又は第2項の意見書は、保有個人情報の開示に関する意見書（別記第8号様式）によるものとする。

3 議長は、条例第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

4 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

5 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前項各号に掲げる事項

(2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

6 条例第27条第3項の書面は、保有個人情報開示決定に係る通知書（別記第9号様式）によるものとする。

(電磁的記録の開示方法)

第17条 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法（プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）を用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）とする。

(1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付

(2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法（プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）又は当該電磁的記録を電子情報処理組織（議会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

3 前2項に定める方法による電磁的記録の開示にあっては、議長は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したもの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

（開示の実施の方法等の申出）

第18条 条例第28条第3項の規定による申出は、保有個人情報開示実施方法申出書（別記第10号様式）によるものとする。

2 条例第24条第1項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。

（費用の額等）

第19条 条例第30条に規定する費用のうち、別表の左欄に掲げる保有個人情報が記録された公文書の種別について、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法により開示を受けたときの負担すべき費用の額（郵送料を除く。次項において同じ。）は、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の開示の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額）とする。

2 条例第30条に規定する費用のうち、前項に規定する方法以外の方法により開示を受けたときに負担すべき費用の額は、当該保有個人情報の写し等の交付又は開示の実施に要する費用の額とする。

3 開示請求をする者が写し等の送付による保有個人情報の開示を希望する場合においては、郵送料を納付しなければならない。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付するものとする。

4 第1項及び第2項に規定する費用は、前納しなければならない。

5 条例第30条第1項第2号の閲覧に準ずるものとして規則で定めるものは、第17条に規定する開示の実施の方法のうち、用紙に出力したものの閲覧並びに専用機器により再生したものの閲覧及び視聴とする。

（訂正請求書）

第20条 条例第32条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（別記第11号様式）によるものとする。

（訂正決定通知書等）

第21条 条例第34条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書（別記第12号様式）によるものとする。

2 条例第34条第2項の書面は、保有個人情報不訂正決定通知書（別記第13号様式）によるものとする。

（訂正決定等期限延長通知書）

第22条 条例第35条第2項の書面は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書（別記第14号様式）によるものとする。

（訂正決定等期限特例延長通知書）

第23条 条例第36条の書面は、保有個人情報訂正決定等期限特例適用通知書（別記第15号様式）によるものとする。

（保有個人情報提供先への訂正決定通知書）

第24条 条例第37条の書面は、保有個人情報訂正内容通知書（別記第16号様式）によるものとする。

（利用停止請求書）

第25条 条例第39条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（別記第17号様式）によるものとする。

（利用停止決定通知書等）

第26条 条例第41条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書（別記第18号様式）によるものとする。

2 条例第41条第2項の書面は、保有個人情報利用不停止決定通知書（別記第19号様式）によるものとする。

（利用停止決定等期限延長通知書）

第27条 条例第42条第2項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書（別記第20

号様式)によるものとする。

(利用停止決定等期限特例延長通知書)

第 28 条 条例第 43 条の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限特例適用通知書（別記第 21 号様式)によるものとする。

(諮問をした旨の通知書)

第 29 条 条例第 45 条第 2 項の規定による通知は、情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（別記第 22 号様式)により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第 8 条第 1 項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「鹿児島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和 5 年鹿児島県議会告示第 1 号）の施行後遅滞なく」とする。

別表（第 19 条関係）

公文書の種別	開示の実施の方法		金額
1 文書又は図画	複写機により複写したもの (日本産業規格 A 列 3 番 (以下「A 3 判」という。) 以下のものに限る。)の交付	単色刷り	1 枚につき 10 円
		多色刷り	1 枚につき 20 円
2 録音テープ	録音カセットテープに複写したものの 交付		1 巻につき 50 円
3 ビデオテープ	ビデオカセットテープに複写したもの の交付		1 巻につき 80 円
4 電磁的記録（2 の 項又は 3 の項に該当 するものを除く。）	(1) 用紙に出力したもの (A 3 判以下のものに限 る。)の交付	単色刷り	1 枚につき 10 円
		多色刷り	1 枚につき 20 円
	(2) フレキシブルディスクカートリッ ジに複写したものの交付		1 枚につき 20 円

注 1 の項又は 4 の項第 1 号において、両面印刷とするときは、片面を 1 枚として金額を算定する。

別記

第1号様式（第9条関係）

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
記 録 項 目	
記 録 範 囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)
	(所在地)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 条例第2条第5項第1号 (電算処理ファイル)
	<input type="checkbox"/> 条例第2条第5項第2号 (マニュアル処理ファイル)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備 考	

第 2 号 様 式 (第 10 条 関 係)

保 有 個 人 情 報 開 示 請 求 書

年 月 日

鹿 児 島 県 議 会 議 長 殿

住所 (居所)  
氏 名  
(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 ( )

鹿 児 島 県 議 会 の 保 有 す る 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 条 例 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、 次 の と お り 保 有 個 人 情 報 の 開 示 を 請 求 し ま す。

開 示 請 求 に 係 る 個 人 情 報 の 内 容 (保有個人情報が特定できるように、公文書の名称、知りたいと思う事項の概要等を具体的に記載してください。)		
開 示 の 実 施 の 方 法	文 書 ・ 図 画	<input type="checkbox"/> 閲 覧 <input type="checkbox"/> 写 し の 交 付
	電 磁 的 録 記	<input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付 <input type="checkbox"/> 複写したものの交付 ※ 技術的事情等により希望した方法による開示を実施できない場合があります。
事 務 所 に お け る 開 示 の 実 施 の 希 望 日		年 月 日
写 し 等 の 交 付 の 方 法		<input type="checkbox"/> 窓 口 で の 交 付 <input type="checkbox"/> 郵 送 に よ る 交 付
本 人 の 状 況 等 (代理人が請求する場合に記入してください。)	本 人 の 状 況	<input type="checkbox"/> 未 成 年 者 ( 年 月 日 生 ) <input type="checkbox"/> 成 年 被 後 見 人 <input type="checkbox"/> 委 任 者
	本 氏 名	
	住 所 (居 所)	
	人 電 話 番 号	

- 注 1  のある欄は、該当する にレ印を付けてください。
- 2 「開示の実施の方法」欄及び「事務所における開示の実施の希望日」欄、「写し等の交付の方法」欄は、記入せずに提出することができます。  
その際は、後日、別途、保有個人情報開示実施方法申出書により申し出てください。
- 3 本人が請求する場合は、本人であることを確認するに足る書類（運転免許証等）を係員に提示し、又は提出してください。
- 4 法定代理人が請求する場合は、法定代理人自身の注3に掲げる書類のほか、法定代理人であることを確認するに足る書類（戸籍謄本等）を係員に提示し、又は提出してください。
- 5 本人の委任による代理人が請求する場合は、本人の委任による代理人自身の注3に掲げる書類のほか、本人の記名及び押印がある委任状（押印した印鑑に係る印鑑登録証明書の添付があるもの又は本人の注3に掲げる書類を添付したものを）を係員に提示し、又は提出してください。
- 6 郵送により請求をする場合や写し等の送付を希望する場合は、請求者資格や住所を確認するため、住民票の写し等を併せて提出してください。

【 職 員 記 入 欄 】

受 付 年 月 日	年 月 日
事 務 担 当 課	課 担 当
請 求 者 本 人 の 確 認	<input type="checkbox"/> 運 転 免 許 証 <input type="checkbox"/> そ の 他 ( )
請 求 者 の 住 所 の 確 認	<input type="checkbox"/> 住 民 票 <input type="checkbox"/> そ の 他 ( )
代 理 人 の 資 格 確 認	<input type="checkbox"/> 戸 籍 謄 本 <input type="checkbox"/> 委 任 状 <input type="checkbox"/> そ の 他 ( )
備 考	

第 3 号 様 式 (第 13 条 関 係)

保 有 個 人 情 報 全 部 (一 部 ) 開 示 決 定 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

鹿 児 島 県 議 会 議 長 印

年 月 日 付 け で 開 示 請 求 の あ っ た 保 有 個 人 情 報 に つ い て は , 次 の と お り 開 示 す る こ と を 決 定 し た の で , 鹿 児 島 県 議 会 の 保 有 す る 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 条 例 第 24 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 通 知 し ま す 。

開 示 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報 の 内 容		
開 示 す る 保 有 個 人 情 報 の 利 用 目 的		
求 め る こ と が で き る 開 示 の 実 施 の 方 法		
事 務 所 に お け る 開 示 を 実 施 す る こ と が で き る 日 時 及 び 場 所	期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで (土・日・祝祭日を除く。)
	時 間	
	場 所	
写 し の 送 付 を 希 望 す る 場 合 の 準 備 日 数 , 送 付 に 要 す る 費 用 (見 込 額)		
電 子 情 報 処 理 組 織 を 使 用 し て 開 示 を 実 施 す る 場 合		
開 示 し な い 部 分 及 び 開 示 し な い 理 由		
開 示 の 実 施 の 方 法 の 申 出 に 関 す る 事 項		
事 務 担 当 課	電 話 番 号 ( ) 内 線	
備 考		

- 注 1 開 示 を 実 施 す る 日 時 に 都 合 が 悪 い と き は , あ ら か じ め そ の 旨 を 電 話 等 に よ り , 事 務 担 当 課 ま で 連 絡 し て く だ さ い 。
- 2 本 人 が 保 有 個 人 情 報 の 開 示 を 受 け る 際 に は , こ の 通 知 書 及 び 本 人 で あ る こ と を 確 認 す る に 足 り る 書 類 (運 転 免 許 証 等 ) を 係 員 に 提 示 し , 又 は 提 出 し て く だ さ い 。
- 3 法 定 代 理 人 が 保 有 個 人 情 報 の 開 示 を 受 け る 際 に は , こ の 通 知 書 及 び 法 定 代 理 人 自 身 の 注 2 に 掲 げ る 書 類 の ほ か , 法 定 代 理 人 で あ る こ と を 確 認 す る に 足 り る 書 類 (戸 籍 謄 本 等 ) を 係 員 に 提 示 し , 又 は 提 出 し て く だ さ い 。
- 4 本 人 の 委 任 に よ る 代 理 人 が 保 有 個 人 情 報 の 開 示 を 受 け る 際 に は , こ の 通 知 書 及 び 本 人 の 委 任 に よ る 代 理 人 自 身 の 注 2 に 掲 げ る 書 類 の ほ か , 本 人 の 記 名 及 び 押 印 が あ る 委 任 状 (押 印 し た 印 鑑 に 係 る 印 鑑 登 録 証 明 書 の 添 付 が あ る も の 又 は 本 人 の 注 2 に 掲 げ る 書 類 を 添 付 し た も の ) を 係 員 に 提 示 し , 又 は 提 出 し て く だ さ い 。
- 5 郵 送 に よ り 写 し 等 の 交 付 を 実 施 す る 場 合 は , 注 2 か ら 4 ま で の 手 続 は 不 要 で す 。
- 6 開 示 決 定 に 係 る 保 有 個 人 情 報 に 第 三 者 に 関 す る 情 報 が 含 ま れ て い る 場 合 に お い て , 当 該 第 三 者 か ら 審 査 請 求 が あ っ た と き は , 当 該 保 有 個 人 情 報 の 全 部 若 し く は 一 部 を 開 示 す る こ と が で き な く な る 場 合 又 は 開 示 の 日 時 を 変 更 す る 場 合 が あ り ま す の で , 御 了 承 く だ さ い 。

こ の 決 定 に 不 服 が あ る 場 合 に は , 行 政 不 服 審 査 法 (平 成 26 年 法 律 第 68 号 ) の 定 め る と ころ に よ り こ の 決 定 が あ っ た こ と を 知 っ た 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 3 月 以 内 に , 対 し て 審 査 請 求 を し , 又 は 行 政 事 件 訴 訟 法 (昭 和 37 年 法 律 第 139 号 ) の 定 め る と ころ に よ り こ の 決 定 が あ っ た こ と を 知 っ た 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 6 月 以 内 に , 県 を 被 告 と し て (訴 訟 に お い て 県 を 代 表 す る 者 は とな り ま す 。) こ の 決 定 の 取 消 し の 訴 え を 提 起 す る こ と が で き ま す 。 た だ し , 審 査 請 求 を し た 場 合 は , こ の 決 定 の 取 消 し の 訴 え は , そ の 審 査 請 求 に 対 す る 裁 決 の 通 知 を 受 け た 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 6 月 以 内 に 提 起 し な け れ ば な り ま せ ン 。

第4号様式（第13条関係）

保有個人情報不開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

鹿児島県議会議長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、次のとおり開示しないことを決定したので、鹿児島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第2項の規定により通知します。

開 示 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報 の 内 容	
開 示 し な い 理 由	
事 務 担 当 課	電話番号 ( ) 内線
備 考	

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、 に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第5号様式（第14条関係）

## 保有個人情報開示決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

鹿児島県議会議長

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、次のとおり開示決定等の期間を延長したので、鹿児島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第25条第2項の規定により通知します。

開 示 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報 の 内 容	
延 長 前 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
延 長 後 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
延 長 の 理 由	
事 務 担 当 課	電話番号 ( ) 内線
備 考	

第6号様式（第15条関係）

保有個人情報開示決定等期限特例適用通知書

第 号  
年 月 日

様

鹿児島県議会議長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報の開示決定等については、鹿児島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第26条第1項の規定を適用することとしたので通知します。

開 示 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報 の 内 容	
45日以内に開示請求に係る全ての保有個人情報について開示決定等を行うことができない理由	
相当の部分について開示決定等を行う期間	年 月 日から 年 月 日まで
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日まで
事 務 担 当 課	電話番号 ( ) 内線
備 考	

第7号様式（第16条関係）

## 保有個人情報意見書提出機会付与通知書

第 号  
年 月 日

様

鹿児島県議会議長

印

あなた（貴 ）に関する情報が含まれている保有個人情報について、鹿児島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第1項（第2項）の規定に基づき、意見を伺うことにしました。

ついては、当該保有個人情報を開示することにつき意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示に関する意見書」を提出してください。

開 示 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報 の 内 容	
開 示 請 求 年 月 日	年 月 日
条例第27条第2項第1号 又は第2号に該当する場 合の適用区分及び当該規 定を適用する理由	(適用区分) <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用する理由)
あ な た ( 貴 ) に 関 する 情 報 の 内 容	
意 見 書 の 提 出 期 限	年 月 日 まで
意 見 書 の 提 出 先	
備 考	

注1 上記提出期限までに「保有個人情報の開示に関する意見書」の提出がない場合は、「開示しても支障がない。」という意見として取り扱わせていただきます。

2 のある欄は、該当するにレ印を付けてください。

第8号様式（第16条関係）

保有個人情報の開示に関する意見書

年 月 日

鹿児島県議会議長

殿

住所（居所）

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地，名称及び代表者の氏名〕

電話番号 （ ）

年 月 日付けで通知があつたことについての意見は，次のとおりです。

保有個人情報の内容	
開示についての意見	<input type="checkbox"/> 開示されても支障がない。 <input type="checkbox"/> 開示されると支障がある。 (1) 支障がある部分  (2) 具体的理由
連絡先	

注 「開示についての意見」欄は，該当する□にレ印を付けてください。

なお，「開示されると支障がある。」を選択した場合には，「(1) 支障がある部分」及び「(2) 具体的理由」も記入してください。

第9号様式（第16条関係）

## 保有個人情報開示決定に係る通知書

第 号  
年 月 日

様

鹿児島県議会議長

印

年 月 日付け 第 号で通知したあなた（貴 ）に関する情報が含まれている保有個人情報については、次のとおり（一部を）開示することとしたので、鹿児島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第27条第3項の規定により通知します。

開 示 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報 の 内 容	
（一部を）開示すること としたあなた（貴 ） に関する情報の内容	
開 示 の 理 由	
開 示 決 定 を し た 日	年 月 日
開 示 を 実 施 す る 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分
事 務 担 当 課	電話番号 ( ) 内線
備 考	

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、 に対して審査請求をすることができますが、上記の「開示を実施する日時」までに に対して審査請求に併せて執行停止の申立てがない場合は、あなた（貴 ）に関する情報を開示することになりますので、御了承ください。

また、この決定の取消しの訴えをする場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの通知書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第 10 号 様 式 (第 18 条 関 係)

保 有 個 人 情 報 開 示 実 施 方 法 申 出 書

年 月 日

鹿 児 島 県 議 会 議 長

殿

住 所 (居 所)

氏 名

( 法 人 そ の 他 の 団 体 に あ っ て は , 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 , 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名 )

電 話 番 号 ( )

開 示 の 実 施 の 方 法 に つ い て , 鹿 児 島 県 議 会 の 保 有 す る 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 条 例 第 28 条 第 3 項 の 規 定 に よ り , 次 の と お り 申 し 出 ます。

開 示 決 定 に 係 る 通 知 書 の 日 付 及 び 番 号	年 月 日 第 号
事 務 担 当 課	電 話 番 号 ( ) 内 線
開 示 の 実 施 の 方 法	文 書 ・ 図 画 <input type="checkbox"/> 閲 覧 <input type="checkbox"/> 写 し の 交 付
	電 磁 的 記 録 <input type="checkbox"/> 用 紙 に 出 力 し た も の の 閲 覧 <input type="checkbox"/> 専 用 機 器 に よ り 再 生 し た も の の 閲 覧 又 は 視 聴 <input type="checkbox"/> 用 紙 に 出 力 し た も の の 交 付 <input type="checkbox"/> 複 写 し た も の の 交 付 ※ 技 術 的 事 情 等 に よ り 希 望 し た 方 法 に よ る 開 示 を 実 施 で き な い 場 合 が あ り ます。
	閲 覧 <input type="checkbox"/> 全 部 <input type="checkbox"/> 一 部 ( )
	複 写 し た も の の 交 付 <input type="checkbox"/> 全 部 <input type="checkbox"/> 一 部 ( )
開 示 の 実 施 を 希 望 す る 日	年 月 日 午 前 ・ 午 後
写 し 等 の 交 付 の 方 法	<input type="checkbox"/> 窓 口 で の 交 付 <input type="checkbox"/> 郵 送 に よ る 交 付 ( 同 封 す る 郵 便 切 手 の 額 円 )
備 考	

- 注 1 保 有 個 人 情 報 開 示 請 求 書 を 提 出 し た 際 に , 「 開 示 の 実 施 の 方 法 」 欄 又 は 「 事 務 所 に お け る 開 示 の 実 施 の 希 望 日 」 欄 , 「 写 し 等 の 交 付 の 方 法 」 欄 を 記 載 さ れ な か っ た 場 合 に , こ の 申 出 書 を 提 出 し て く だ さ い。
- 2  の あ る 欄 は , 該 当 す る  に レ 印 を 付 け て く だ さ い。
- 3 保 有 個 人 情 報 の 部 分 ごと に 異 な る 開 示 の 実 施 を 求 め る 場 合 に あ っ て は , そ の 旨 及 び 当 該 部 分 ごと の 開 示 の 実 施 の 方 法 を , 備 考 欄 に 記 入 し て く だ さ い。

第 11 号 様 式 (第 20 条 関 係)

保 有 個 人 情 報 訂 正 請 求 書

年 月 日

鹿 児 島 県 議 会 議 長

殿

住 所 (居 所)

氏 名

( 法 人 そ の 他 の 団 体 に あ っ て は , 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 , 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名 )

電 話 番 号 ( )

鹿 児 島 県 議 会 の 保 有 す る 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 条 例 第 32 条 第 1 項 の 規 定 に よ り , 次 の と お り 保 有 個 人 情 報 の 訂 正 を 請 求 し ま す 。

訂 正 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報 の 内 容	開 示 決 定 に 係 る 通 知 書 の 日 付 及 び 番 号		年 月 日
	開 示 を 受 け た 年 月 日		年 月 日
	開 示 を 受 け た 年 月 日		年 月 日
訂 正 請 求 の 趣 旨 及 び 理 由	訂 正 請 求 の 箇 所 , 内 容 等		
	訂 正 請 求 の 理 由		
本 人 の 状 況 等 ( 代 理 人 が 請 求 す る 場 合 に 記 入 し て く だ さ い 。 )	本 人 の 状 況	<input type="checkbox"/> 未 成 年 者 ( 年 月 日 生 ) <input type="checkbox"/> 成 年 被 後 見 人 <input type="checkbox"/> 委 任 者	
	本 氏 名		
	住 所 (居 所) 電 話 番 号		

注 1 □ の ある 欄 は , 該 当 す る □ に レ 印 を 付 け て く だ さ い 。

- 2 本 人 が 請 求 す る 場 合 は , 本 人 で あ る こ と を 確 認 す る に 足 り る 書 類 ( 運 転 免 許 証 等 ) を 係 員 に 提 示 し , 又 は 提 出 し て く だ さ い 。
- 3 法 定 代 理 人 が 請 求 す る 場 合 は , 法 定 代 理 人 自 身 の 注 2 に 掲 げ る 書 類 の ほ か , 法 定 代 理 人 で あ る こ と を 確 認 す る に 足 り る 書 類 ( 戸 籍 謄 本 等 ) を 係 員 に 提 示 し , 又 は 提 出 し て く だ さ い 。
- 4 本 人 の 委 任 に よ る 代 理 人 が 請 求 す る 場 合 は , 本 人 の 委 任 に よ る 代 理 人 自 身 の 注 2 に 掲 げ る 書 類 の ほ か , 本 人 の 記 名 及 び 押 印 が あ る 委 任 状 ( 押 印 し た 印 鑑 に 係 る 印 鑑 登 録 証 明 書 の 添 付 が あ る も の 又 は 本 人 の 注 2 に 掲 げ る 書 類 を 添 付 し た も の ) を 係 員 に 提 示 し , 又 は 提 出 し て く だ さ い 。
- 5 郵 送 に よ り 請 求 す る 場 合 は , 住 民 票 の 写 し 等 を 併 せ て 提 出 し て く だ さ い 。
- 6 請 求 の 際 に は , 訂 正 を 求 め る 内 容 が 事 実 に 合 致 す る こ と を 疎 明 す る 書 類 又 は 資 料 を 併 せ て 提 示 し , 又 は 提 出 し て く だ さ い 。

【 職 員 記 入 欄 】

受 付 年 月 日	年 月 日
事 務 担 当 課	課 担 当
請 求 者 本 人 の 確 認	<input type="checkbox"/> 運 転 免 許 証 <input type="checkbox"/> そ の 他 ( )
請 求 者 の 住 所 の 確 認	<input type="checkbox"/> 住 民 票 <input type="checkbox"/> そ の 他 ( )
代 理 人 の 資 格 確 認	<input type="checkbox"/> 戸 籍 謄 本 <input type="checkbox"/> 委 任 状 <input type="checkbox"/> そ の 他 ( )
開 示 を 受 け た こ と の 確 認	<input type="checkbox"/> 保 有 個 人 情 報 全 部 ( 一 部 ) 開 示 決 定 通 知 書 <input type="checkbox"/> そ の 他 ( )
代 理 人 の 資 格 確 認	<input type="checkbox"/> 戸 籍 謄 本 <input type="checkbox"/> 委 任 状 <input type="checkbox"/> そ の 他 ( )
備 考	

第 12 号 様 式 (第 21 条 関 係)

保 有 個 人 情 報 訂 正 決 定 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

鹿 児 島 県 議 会 議 長 印

年 月 日 付 け で 訂 正 請 求 の あ っ た 保 有 個 人 情 報 に つ い て は , 次 の と お り 訂 正 す る こ と を 決 定 し た の で , 鹿 児 島 県 議 会 の 保 有 す る 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 条 例 第 34 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 通 知 し ま す 。

訂 正 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報 の 内 容	
訂 正 請 求 の 趣 旨	
訂 正 の 内 容	
訂 正 の 理 由	
事 務 担 当 課	電 話 番 号 ( ) 内 線
備 考	

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、  
 に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は  
 となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第13号様式（第21条関係）

## 保有個人情報不訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

鹿児島県議会議長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、次のとおり訂正しないことを決定したので、鹿児島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第34条第2項の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正しない理由	
事務担当課	電話番号 ( ) 内線
備考	

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、 に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第14号様式（第22条関係）

## 保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

鹿児島県議会議長

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので、鹿児島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第35条第2項の規定により通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当課	電話番号 ( ) 内線
備考	

第15号様式（第23条関係）

保有個人情報訂正決定等期限特例適用通知書

第 号  
年 月 日

様

鹿児島県議会議長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報の訂正決定等については、鹿児島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第36条の規定を適用することとしたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
訂正決定等に 特に長期間を 要する理由	
訂正決定等を する期限	年 月 日まで
事務担当課	電話番号 ( ) 内線
備 考	

第16号様式（第24条関係）

保有個人情報訂正内容通知書

第 号  
年 月 日

様

鹿児島県議会議長 印

現在、あなた（貴 ）に提供している保有個人情報について、鹿児島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第33条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第37条の規定により通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定 するための情報	
訂正請求の趣旨	
訂正の内容	
訂正の理由	
事務担当課	電話番号 ( ) 内線
備考	

第 17 号 様 式 (第 25 条 関 係)

保 有 個 人 情 報 利 用 停 止 請 求 書

年 月 日

鹿 児 島 県 議 会 議 長

殿

住 所 (居 所)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電 話 番 号 ( )

鹿 児 島 県 議 会 の 保 有 す る 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 条 例 第 39 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、次 の と お り 保 有 個 人 情 報 の 利 用 停 止 を 請 求 し ま す。

利 用 停 止 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報 の 内 容	開 示 決 定 に 係 る 通 知 書 の 日 付 及 び 番 号		年 月 日 第 号
	開 示 を 受 け た 年 月 日		年 月 日
	利 用 停 止 請 求 の 趣 旨	<input type="checkbox"/> 第 1 号 該 当 → <input type="checkbox"/> 利 用 の 停 止 <input type="checkbox"/> 消 去 <input type="checkbox"/> 第 2 号 該 当 → 提 供 の 停 止	
利 用 停 止 請 求 の 趣 旨 及 び 理 由	利 用 停 止 請 求 の 理 由 (具体的に記載 してください。)		
本 人 の 状 況 等 (代理人が請求す る場合に記入し てください。)	本 人 の 状 況	<input type="checkbox"/> 未 成 年 者 ( 年 月 日 生 ) <input type="checkbox"/> 成 年 被 後 見 人 <input type="checkbox"/> 委 任 者	
	本 氏 名		
	住 所 (居 所)		
	人 電 話 番 号		

注 1 のある欄は、該当するにレ印を付けてください。

2 本人が請求する場合は、本人であることを確認するに足る書類(運転免許証等)を係員に提示し、又は提出してください。

3 法定代理人が請求する場合は、法定代理人自身の注2に掲げる書類のほか、法定代理人であることを確認するに足る書類(戸籍謄本等)を係員に提示し、又は提出してください。

4 本人の委任による代理人が請求する場合は、本人の委任による代理人自身の注2に掲げる書類のほか、本人の記名及び押印がある委任状(押印した印鑑に係る印鑑登録証明書の添付があるもの又は本人の注2に掲げる書類を添付したもの)を係員に提示し、又は提出してください。

5 郵送により請求する場合は、住民票の写し等を併せて提出してください。

【職員記入欄】

受 付 年 月 日	年 月 日
事 務 担 当 課	課 担 当
請 求 者 本 人 の 確 認	<input type="checkbox"/> 運 転 免 許 証 <input type="checkbox"/> そ の 他 ( )
請 求 者 の 住 所 の 確 認	<input type="checkbox"/> 住 民 票 <input type="checkbox"/> そ の 他 ( )
代 理 人 の 資 格 確 認	<input type="checkbox"/> 戸 籍 謄 本 <input type="checkbox"/> 委 任 状 <input type="checkbox"/> そ の 他 ( )
開 示 を 受 け た こ と の 確 認	<input type="checkbox"/> 保 有 個 人 情 報 全 部 (一 部) 開 示 決 定 通 知 書 <input type="checkbox"/> そ の 他 ( )
代 理 人 の 資 格 確 認	<input type="checkbox"/> 戸 籍 謄 本 <input type="checkbox"/> 委 任 状 <input type="checkbox"/> そ の 他 ( )

第18号様式（第26条関係）

## 保有個人情報利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

鹿児島県議会議長 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、次のとおり利用停止することを決定したので、鹿児島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第41条第1項の規定により通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
利用停止請求の趣旨	
利用停止の内容	
利用停止の理由	
事務担当課	電話番号 ( ) 内線
備考	

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、 に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第19号様式（第26条関係）

## 保有個人情報利用不停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

鹿児島県議会議長 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、次のとおり利用停止しないことを決定したので、鹿児島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第41条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
利用停止しない理由	
事務担当課	電話番号 ( ) 内線
備考	

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、 に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第20号様式（第27条関係）

## 保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

鹿児島県議会議長 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報の利用停止決定等については、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので、鹿児島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第42条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当課	電話番号 ( ) 内線
備考	

第21号様式（第28条関係）

保有個人情報利用停止決定等期限特例適用通知書

第 号  
年 月 日

様

鹿児島県議会議長 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報の利用停止決定等の期間については、鹿児島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第43条の規定を適用することとしたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
利用停止決定等に 特に長期間を 有する理由	
利用停止決定等 を する 期 限	年 月 日まで
事 務 担 当 課	電話番号 ( ) 内線
備 考	

第22号様式（第29条関係）

## 情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

第 号  
年 月 日

様

鹿児島県議会議長 印

年 月 日付けでされた審査請求については、次のとおり鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問をしたので、鹿児島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第45条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る 保有個人情報の内容	
審査請求の対象 になった決定	年 月 日 第 号
	(決定の内容)
審査請求の趣旨	
諮問年月日	年 月 日
事務担当課	電話番号 ( ) 内線
備 考	